

処 分 基 準

令和 7 年 6 月 28 日 作成

法 令 名：風営適正化法
根 拠 条 項：第31条の6第2項第2号
処 分 の 概 要：無店舗型性風俗特殊営業の停止命令
原権者（委任先）：京都府公安委員会
法 令 の 定 め：法第31条の6第1項（処分移送通知書の送付）
処 分 基 準：別紙2のとおり
問 合 せ 先：生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室風俗営業係 (電話 075-451-9111 内線3035)
備 考：